

普通に自立

戦後の沖縄を始めとする在日米軍は本当は日本の国益のためではない？。あくまでも米国の国益のために駐留しているとしたか思えてならない。

核の傘論は、米国支配者の論です。今の駐留米軍は、日本を属国化したまま、日本の富を永久に吸い続ける目的しか

ないと思う。普天間問題で米国の顔色を伺う必要はない。核の傘と言うが、米国が日本人の生活費をこのまま収奪し続け、日本人はこれからも衰退を続けることでしょう。だから、米軍に気を遣っても同じことです。まず沖縄の人々が苦しんで行つてくれと言うべきではないだろうか。

という視点、国民の安心・負担という視点、個人情報保護や生活基盤の安全・安定という視点で考えると、理解しにくいこと・首尾一貫しないこと・説明困難なことが長年続いていると感じます。自立し他国と、より成熟した関係が築かれるようお願いしたいものです。

主な改正税法

来年の平成23年から所得税の改正に主なものに、扶養控除の見直しがあります。

15才までの扶養親族の

控除額38万円住民税

33万円が廃止されま

す。また16才から1

8才までの特定扶養親

族に対し上乗せの所得

税25万円住民税12

万円が縮減されます。

個人住民税は平成2

4年度分から適用され

ます。

生命保険料控除につ

いての改正 平成24

年1月1日以降に締結

した契約の一般生命保険料控除、介護保険料控除、個人年金控除の限度額をそれぞれ4万円で限度額は12万円になります。

平成23年12月31日

以前に契約した旧契約は一

般生命保険料控除、個人年

金保険料控除は従前と同じ

各5万円、合計10万円の

控除適用です。

資産課税については、父

母や直系尊属などから住宅

取得資金の贈与を受けた場

合、22年中の贈与は15

00万円、23年中は10

00万円まで、非課税限度

額が引き上げとなります。

(有)西川経営オフィスサービス

中村会計

事務所便り

2010年4月26日(月) NO 112

地域から明るい未来を作ろう

いまの日本には、誰のための年次改革要請書なのか？ 誰のために公正取引委員会が動いているのか？ 誰のために建築基準法が改正されたのか？ 誰のために会社法が改正されたのか？ 誰のためにさまざまな司法制度改革が進んでいるのか？ 誰のために談合摘発が続くのか？ 誰のためにe-Taxを進めるのか？ 誰のために外国人弁護士のための活動を自由化するのか？ 誰のために高速道路新料金なのか？ 国益

働くことは人が動くときですが、もう一つは傍を楽にすることだとも言います。働き、人々の喜びを笑顔に繋げることで真の喜びを得られることになると思います。私たちがどれだけ傍を楽にできていますか。成功や名誉を求めて頑張ることが、人々の痛みを置き

働くこと

自分の利得や快樂のために使うお金を「死に金」といいます。人の喜びや救済のため使うお金を「生き金」

るのでしよう。



と、人から聞きます。働き、お金を得、使う。それぞれ大変なことです。不安で生きるために精一杯の時代ですが、私たちの一人ひとりの、陰徳の積み重ねがより良い社会を作